

## 医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言にあたっての留意事項

### 1 宣言書提出から人材サービス総合サイトに表示されるまでの期間について

- ・ 宣言書は随時提出可能ですが、原則、毎月20日までに提出された宣言書について、宣言書の内容を確認した上で、翌月上旬に人材サービス総合サイトに表示いたします。

### 2 宣言書の内容確認について

- ・ 提出された宣言書は、厚生労働省において確認を行います。

宣言書に規定されている内容（①人材サービス総合サイトへの自社の紹介実績の登録、②職業安定法に基づく指針に規定されている内容を踏まえた業務運営、③都道府県労働局からの是正指導を受けていない）の確認を行います。

宣言内容の確認ができなかった場合は、厚生労働省から連絡を行い、宣言書の遵守後に改めて宣言書のご提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

注：人材サービス総合サイトへの自社の紹介実績の登録について

- ・ 人材サービス総合サイトには、自社の紹介実績として、宣言書に規定されている①～④の登録をお願いしているところですが、特に就職者数の実績の「4か月未満有期」欄の未入力（サイト上で「-」と表示）であるケースが多く見られます。

実績がない場合でも「0」を入力いただく必要がありますのでご注意ください。

職業安定法改正の周知用リーフレット（下記URL）もご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171018\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171018_2.pdf)